

○総務省令第三十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣 村上 誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官) 第四条 企画課に、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官二人を置く。 2 サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十二條第六項第一号及び第六十一條第六項において同じ。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 〔二 略〕 〔3・4 略〕 (行政相談企画官) 第十九条 行政相談企画課に、行政相談企画官一人を置く。 〔2 略〕 (調査官及び行政相談連携特別研究官) 第二十条 行政評価局に、調査官七人及び行政相談連携特別研究官一人を置く。 〔2 略〕 3 行政相談連携特別研究官は、命を受けて、総務省設置法(以下「法」という。)第四條第一項第十四号に規定する苦情の解決の促進について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究並びに関係機関等との連絡及び情報交換等を行うことにより、行政運営の改善に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。 (デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官) 第二十二條 住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 2 デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔削る〕	(サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官) 第四条 〔同上〕 2 〔同上〕 一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十二條第二項第一号及び第六十一條第六項において同じ。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 〔二 同上〕 〔3・4 同上〕 (行政相談企画官) 第十九条 行政相談企画課に、行政相談企画官一人を置く。 〔2 同上〕 (調査官) 第二十条 行政評価局に、調査官七人を置く。 〔2 同上〕 〔新設〕 (デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官) 第二十二條 住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 2 〔同上〕 一 地方公共団体のサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに関係部局(自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第二十三條第二項第一号において同じ。)の調整に関すること。 二 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第四項第一号及び第三号において「番号利用法」という。)第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。)及び電子署名等に係る地方

7 電波行政DX推進官は、命を受けて、高度なデジタル技術を活用して行う総合無線局監理システムに関する制度、業務及びシステムの改革の総合的な推進についての企画及び立案並びに調整に関する事務（総合無線局監理システム推進官の所掌に属するものを除く。）を行う。 8 [略] 9 [略] 10 [略]	[新設] 7 [同上] 8 [同上] 9 [同上]
(情報利用企画室及び統計データ二次的利用推進企画官) 第六十九条 統計情報利用推進課に、情報利用企画室及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。 [2・3 略] [削る]	(情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官) 第六十九条 統計情報利用推進課に、情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。 [2・3 同上] 4 調査官は、命を受けて、統計情報利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。 5 [同上]
4 [略] (企画官等) 第七十五条 本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。 [2・13 略]	(企画官等) 第七十五条 本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。 [2・13 同上]
(総務行政相談部の所掌事務) 第二百二十五条 総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〕十八 略 十九 法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務 〔二十 略]	(総務行政相談部の所掌事務) 第二百二十五条 [同上] 〔一〕十八 同上 十九 総務省設置法（以下「法」という。）第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務 〔二十 同上]
附 則 (自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室の設置期間の特例) 第十一条 自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。	附 則 第十一条 削除
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。